**大雪霊園・ガーデニング合葬墓 使用申請にかかる提出書類について**

　□　合葬墓使用許可申請書（押印不要）

　□　申請者本人の住民票（本籍、筆頭者が記載されたもの）

　□　合葬墓使用料

□大雪霊園合葬墓（1名につき26,000円。東神楽町民以外は39,000円）

□ガーデニング合葬墓（1名につき112,000円。東神楽町民以外は168,000円）

　□　合葬墓墓誌使用料（１名につき8,000円）※希望者のみ

　□　合葬墓墓誌記名板彫刻料金（１名につき14,300円）※希望者のみ

　□　埋蔵者（亡くなられた方）の『火葬許可証』または『改葬許可証』

　□　埋蔵に関する申立書（使用者用）（※１）

　　　　※『火葬許可証』又は『改葬許可証』の申請者と、合葬墓の申請者が異なる場合のみ。

　□　埋蔵に関する承諾書（火葬許可申請者用）（※２）

　　　　※（※１）の『火葬許可証』の申請者と、合葬墓の申請者が異なる場合のみ。

　□　埋蔵に関する承諾書（改葬許可申請者用）（※２）

　　　　※（※１）の『改葬許可証』の申請者と、合葬墓の申請者が異なる場合のみ。

　□　戸籍関係書類

　　　　※（※２）の書類を提出される場合、お互いの関係がわかる戸籍等の書類を提出ください。

　　　　 （合葬墓の申請者 ⇔ 火葬許可証の申請者、合葬墓の申請者 ⇔ 改葬許可証の申請者）

　□　埋蔵者（亡くなられた方）が生前に東神楽町にお住まいであったことを確認できる書類。

（住民票除票、戸籍、公官庁が発行した書類などで住所を確認できるもの）

　　　※合葬墓の申請者が東神楽町にお住いの方は、提出不要です。

　□　納骨希望日（第１から第３希望程度まで）を書いたメモ（任意）

　□　代理人が来庁される場合は「委任状」と、代理人の本人確認書類。

※書類に不備等があった場合は、再度お手続きをいただく場合がありますので、予めご了承

　ください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　R02.02.14